

女性のための 弁護士相談

配偶者や交際相手とのトラブル（DV、ストーカー被害）、離婚（親権、養育費、面会、財産分与）、借金など女性の悩みや問題に詳しい女性弁護士が行う無料の相談です。

相談日（申込受付期間）			
2026年		2027年	
4月22日	（4/1～17）	1月27日	（1/5～22）
5月27日	（5/1～22）	2月24日	（2/1～19）
6月24日	（6/2～19）	3月24日	（3/1～19）
7月22日	（7/1～17）	● 毎月第4水曜日（祝日の場合は第3水曜日） ● 先着4名（①～④の枠につき各1名） ① 13時50分～14時30分 ② 14時30分～15時10分 ③ 15時10分～15時50分 ④ 15時50分～16時30分	
8月26日	（8/3～21）		
9月16日	（9/1～11）		
10月28日	（10/1～23）		
11月25日	（11/2～20）		
12月23日	（12/1～18）		

* 弁護士相談を受けていただくためには、別途事前面談が必須となります。

- 弁護士相談は40分間と時間が限られているため、男女共同参画センターの相談員との事前面談で相談内容を整理する時間をいただきます。
- 弁護士相談のお申込み時に事前面談のご予約もお取りください。

申込み方法

月～金曜日の9～17時の間にお電話ください。

TEL：0794-89-2331（三木市男女共同参画センター）

三木市男女共同参画センター（愛称こらぼーよ）

〒673-0433 三木市福井1933-12（三木市立教育センター3階）